

『侍祠』——景帝の諸侯王政策の一端——

中川 祐 志

- 一・序章
- 二・諸侯王政策についての先行研究——高帝期から文帝期まで——
- 三・諸侯王政策についての先行研究——景帝期の位置づけ——
- 四・「侍祠」について
- 五・侍祠制度についての考察
- 六・結語

一・序章

漢代の政治史については、数多くの研究論文が発表されていて枚挙の暇がなく、その内容も詳細多岐にわたっている。それらの先行研究を大約すると、中国史上初めて武力で統一国家を樹立した秦王朝は、前代の周王を旗頭とする緩やかな統一国家ではなく、皇帝を中心とした中央集権体制を構築しようとしていく。しかし、始皇帝が主導した急激な社会変化には、皇帝の手足として行政を担当する官僚のみならず、大多数の民衆が適応することができず、社会政策の矛盾は歪みとして蓄積していった。そして、秦王朝の楔であった始皇帝が死去したことにより、この歪みは大きな反動となって瞬く間に各地へと広がっていく。結果、秦王朝は始皇帝死後三年で崩壊し、その後、五年にも及ぶ楚漢抗争を経て、劉邦が皇帝に推戴され、漢王朝を建国するに至った。だが、劉邦は農民

層出身のうえ、秦王朝以来の皇帝を頂点とする国家体制も整っておらず、宮崎市定氏は漢王朝建国期の社会構造を「未成立の状態であった⁽¹⁾」と説明されるほど、社会状況は混乱を極めていたと考えられる。

この未成立の社会をいかに整備していくかが、劉邦を中心とする建国者集団にとって大きな課題であった。始皇帝のように改革を急ぐと社会政策の混乱をまねくし、逆に西周期のような連合体制に戻すと、漢王（劉邦）は他の諸侯王と同格であることを認めることとなり、自らの政治権力を束縛することになる。したがって、劉邦たちは試行錯誤を繰り返しながら政権の安定化と中央集権化を模索しなければならなかった。

しかるに、『漢書』や『後漢書』の両書を通覧すると、両漢期に行なわれている社会政策の多くが高帝や恵帝期に施行されたのではなく、文帝期に施行された政策が中心であり⁽²⁾、これらの社会政策は漢朝の古制や故事として重視されている⁽³⁾。だが、文帝期はまだ建国期の混乱から完全には脱却できていなかったと考えられ、文帝もまた試行錯誤を繰り返しながら政権の安定化を模索していたはずで、これら文帝が施行した社会政策を取捨選択し、祖宗の法として確立した皇帝こそ、次代皇帝の景帝であったのではなからうか。『漢書』景帝紀の贊には、「漢興り、煩苛を掃除し、民と與に休息す。孝文に至り、之に加えること恭儉を以つてし、孝景、業に遵う。五六十載の間、風を移し俗を易えるに至り、黎民は醇厚す。周は成康と云い、漢は文景と言う。美たるや」と書かれて

おり、景帝は文帝の政治方針を踏襲したのみで、自らの政治方針を打ち出しておらず、父親の文帝と子供の武帝という特異期に挟まれて、景帝期は特色がない時代と考えられてきた。しかし、近年、景帝期の独自性について学説を改める論文が発表されている。とくに、杉村伸二氏は景帝の諸侯王政策について、景帝は表面的に文帝の基本路線を継承しつつも、その内実は文帝の寛容政策と異なって強硬政策を施行しており、他の諸施策とは大きく異なっているとの説を発表されている^四。

私もまた高帝期から文帝期までの諸侯王政策と、景帝期の諸侯王政策は異なっていたと考えている。もちろん、先行研究で指摘されているように、封地削減や官制改革を踏まえたうえで、景帝前元年十月の申屠嘉の献策により施行されたと思われる侍祠制度について考察し、景帝期の諸侯王政策の一端を、先行研究とは別の視点から垣間見てみたい。

二・諸侯王政策についての先行研究

—高帝期から文帝期まで—

高帝期における全国の郡数は四十数郡、うち漢朝の直轄郡は十五郡で全体の約三分の一でしかなく、残りは全て諸侯王国の封地で、とくに斉国は六郡を有するほど広大な封地を領有していた。彼ら諸侯王は、封地内の賦税や力役徴発権などの行政権を握っており、その軍勢力・経済力を背景とした諸侯王の独立性^五と政治的影響力は軽視できない存在であった。そのため、この諸侯王の独立性をいかに剥奪していくかが、漢王の安定した政権運営を行なううえで問題の一つであった。この問題について、鎌田重雄氏は高帝期からの「宿題^六」と称されている。

では、なぜに諸侯王が持つ独立性が問題なのであろうか。それは周代

に行なわれた封建制の事例からも理解できるように、皇帝と封建諸侯王の関係は、世代を経るにしたがって両者の関係が疎遠化していくという、封建制が本質的に持つ問題と、皇帝権力が介入できない独立性という問題が合併することにより、王朝の屋台骨を揺るがす大問題が誘発されてしまいうからである。たとえ漢代のように一族のみを諸侯王に封建したとしても、この問題から免れることはできず、逆に同族という人間的感情から両者の君臣関係は曖昧となり、諸侯王に対する法施行の厳格化が求め難くなってしまう。そのうえ、諸侯王側にしても同族という甘えの感情が生じやすく、皇帝の尊厳を脅かす言動を取るようにもなってくる。したがって、「血縁の希薄化にともなう王国の離心化を抑え、王国を中央集権体制の中にくりこむこと」^七、「諸侯王国の独立性を奪い、封地を剥奪して中央政府の直轄領である郡県化をはかること」^八が必要だった。そして、漢王朝は建国当初から諸侯王政策に苦慮してきたのである。

漢代の諸侯王政策は、高帝期に一度大きな転機を向かえている。即位当初、高帝は楚漢抗争で軍功のあった功臣六人を諸侯王に封建しているが、高帝は徐々に全員を誅滅し、その故地に自身の子供や兄弟の子供を封建している。以降、漢王朝は劉氏一族しか諸侯王に封建しておらず^九、一族や功臣を並立して封建した周王朝と異なっている。したがって、漢王朝建国当初の時点では、封建主である高帝の権威により、諸侯王国の国政介入が行ないやすかったのではなからうか。

この点について、西村元佑氏は社会経済の観点から封建制について考察を加えられ、漢朝建国期は戦国期から経済的に発展した都市が地方に割拠しており、その多くが漢朝の直轄領より諸侯王の封地に在ったため、一括して法制的に抑圧統制することができなかった。そのため、自然に放任して民心の收拾せざるを得ず、諸侯王は地方自治ではなく、均しく

中央政権の一貫として、政治的・軍事的には種々の制約の中に置かれながら、血縁的紐帯を媒介として割拠的な諸地方勢力を、中央政権下に結集する政策を採ったと説明されている^(八)。

ここで西村氏も主張されている諸侯王の政治的・軍事的な制約について、布目潮風氏は「漢初より諸侯王は、非常に厚遇され、地方分権的な膨大な権限を与えられていたと考える根拠は薄弱で、呉楚七国の乱をまたず、漢初より諸侯王に対する制限は強く、その一例として、発兵の権を諸侯王がもたなかった。次には『呉楚七国の乱』は従来は諸侯王に対する政策の一大転換期と考えられ、それまでの諸侯王は自由に王国を統治していたとせられていたが、漢初より諸侯王はさほど自由ではなく諸種の制限があり、あまりこの反乱を重大な転機と考えると却って真相を見失うのではないかということ指摘した」と説明されている^(九)。また、鎌田氏も「官制・発兵権・相統法の上からも、王国は漢朝の規制をうけていたもので、決して独立的自由を完全に享受していたのではない」と説明されている^(十)。その他にも、漢初より中央政府は諸侯王国の相国の人事権を掌握していたり、諸侯王が国外へ自由に発兵することを禁止していた^(十一)。そのうえ、嫡子以外の子供や兄弟は死去した国王の封地を受け継ぐことは許されておらず、彼らは厳しい相統法の規制下に置かれていた^(十二)とも明らかにされている。

このように、種々の制約のもと前漢期の諸侯王は周朝期と異なり、独立性は弱かったと考えられなくもない。だが、やはり中央政府にとって諸侯王の存在は危険だったのである。文帝期に至って賈誼は分国策を、鼂錯は領土削減策を献言し、十六年五月には斉国が六分割、淮南国が三分割されている。しかし、現実的に考えて、諸侯王国の封地を分割したでは、諸侯王の人数が増加するだけで、中央政府の直轄地が増えるわけ

ではない。したがって、真に諸侯王の力を弱体化させるためには、彼らの封地を削減しなければ意味がない。だが、いまだ文帝と諸侯王との血縁関係が濃く、なおかつ文帝の皇帝即位の正当性に問題があったことから、高帝や高后のように諸侯王へ強硬的な手段に訴えることができなかった。そのため、中央政府が諸侯王国の封地を削減するためには、次代の景帝が登場するのを待たなければならなかったのである。

三．諸侯王政策についての先行研究―景帝期の位置づけ―

既掲した『漢書』景帝紀の賛や先行研究の多くが「文景の治」とも称しているように、景帝期は文帝期の同一政治形態の延長線上であると考えられている。例えば、佐藤武敏氏は文帝期と景帝期について「比較的無事平和な時期がつづいてその基礎が固ま」った時代であると説明されており^(十三)。だが、政治的に安定していたとしても、皇帝としての在り方が大きく異なっていたのではなからうか。その理由として、文帝と景帝の即位事情が大きく異なっているからである。すなわち、代王の身分から功臣たちによって皇帝に推戴された文帝は、高帝からの連続性に欠けたことにより皇帝権力や劉氏宗族の権威が著しく弱体化してしまった。そのため、文帝には皇帝権力の確立が至上命題として課せられており、同族である諸侯王を抑圧するのではなく、彼らの協力を得ながら国政運営を行なわざるをえなかった。だが、景帝は文帝元年正月に皇太子に冊立されたことから、早い段階で正当な後継者として認められていた。そのうえ、文帝の民力休養政策や重農主義政策が功を奏し、二十三年にも及ぶ安定した国政運営が行なわれた結果、景帝は文帝から問題なく権力を移譲されたのである。そのため、景帝は即位当初から権

力が非常に強く、集団内部の事情から皇帝に推戴された高帝や、功臣たちの勢力関係から皇帝に擁立された文帝と異なり、諸侯王の協力を仰ぐ必要がなかった。そのため、薄井俊二氏は、「景帝期は絶対的な皇帝像が打ち出された時期である」とまで説明されている^{〔十二〕}。

私もまた、藤井氏同様、景帝期に皇帝権力は飛躍的に強化された時代だと考えている。したがって、景帝が絶対的な皇帝権力を打ち出すことに成功したのであるならば、従来とは異なった皇帝像を考え出す必要があらう。

好並隆司氏は高帝期から武帝期を「血縁・地縁を基礎とする封建的勢力の抑制に力を入れ、異姓諸侯王、同姓諸侯王の力を削減し、中央集権的官僚制の形成に向けて努力」した時代であったと説明されておられる^{〔十三〕}。

景帝の前三年正月に勃発した呉楚七国の乱は、漢朝が高帝期から行ってきた諸侯王政策の一つの成果であったと言えよう。呉楚七国の乱とは、劉氏一族内での大規模な勢力争いで、鎮圧までに三ヶ月もの月日を要する大反乱であった。この反乱については多数の先行研究が発表されており、改めて説明するまでもないが、大まかに言えば、鼂錯が諸侯王の封地を削減したことに対し、「呉楚七國俱に反す、錯を誅するを以て名と爲す」とあるように、鼂錯を誅殺することを大義名分としており、諸侯王にとっては鼂錯を誅殺しなければならないほど追いつめられていたと言える。この鼂錯の封地削減政策とは、楚王劉茂が薄太后（文帝の母）の喪中、服喪の居室で姦淫を行なったことを理由に東海郡が削られている。また、趙王劉遂は罪があったとして常山郡が削られ、膠西王劉卬は爵位を売ったことを理由に六県が削られる。そのうえで、呉国の呉と鄣の二郡の削減を朝廷で合議しているとき、機先を制して呉と楚の二国が中心となって武力反乱を起こしたのである。これら楚・趙・膠西三国の

封地が削減された時期は不明であるが、鼂錯が御史大夫に就いたのは景帝前二年八月丁巳で、呉楚七国の乱が勃発したのは景帝前三年正月。したがって、鼂錯の御史大夫在職期間は約六ヶ月で、その短期間のうちに四国から計四郡六県（うち二郡は合議中）が中央政府に編入されたことになる。

このように、鼂錯が諸侯王に対して強権がふるえた理由を考えたとき、多くの研究者の方々が、鼂錯が景帝の皇太子時分から太子舍人として近侍していたことから、その信任は他の三公九卿や官僚と比して群を抜いていたことが挙げられている。だが、それ以上に景帝の個人的な資質を見逃してはならないのではなからうか。

『漢書』劉茂伝によると、景帝は皇太子の時分、参朝していた楚王劉戊の世子劉賢（景帝には又従兄弟）と酒宴の席上で六博（すごろくの一種）をしているとき、その所作が恭順ではないとして、博局（六博に使う盤）を投げつけて打ち殺している。また、男子だけでも十四人の子宝に恵まれており、記録に残されていない女子を含めると十四人以上の子供がいたことは容易に想像される。そのうえ、呉楚七国の乱鎮圧の功労者であった周亜夫を、皇太子冊立問題で対立したことから解任している。これは建国以来、皇帝権力に制約を加える権力を与えられていた功臣一族の権限を剥奪することであり、彼ら功臣一族の強い反発を招きかねない。それでも景帝は周亜夫の解任を強行している。これらの事例から、景帝の人間性は、かなり性剛の人物であったと推察できる。したがって、景帝の性格を無視して封地削減政策を論ずることはできない。

だが、ここで注意すべきは、鼂錯が行なった諸侯王の封地削減が、呉楚七国の乱の本質的な起因であったのかということである。私は、この反乱の本質は劉氏の既得権益（皇帝・天子位）を、景帝を含む劉氏一族

が奪い合っただけのことであり、景帝側が勝利しようとも、呉楚七国側が勝利しようとも、劉氏の天下は覆らなかつた。このように考えれば、劉濞や劉茂の本当の狙いは文帝系統から既得権益(皇帝・天子位)を剥奪することであつたのではなからうか。このことは、景帝が鼂錯を誅殺したあとも諸侯王は兵力を収めることもせず、逆に鼂錯を誅殺したことを報告してきた爰盎に対し、呉王劉濞は「我、已に東帝と爲り、尚お誰を拜さんや」と告げていることから理解できよう。

そして今一つ注意すべきは、呉楚七国の乱のさい、諸侯王が持つ藩屏としての機能が発動されていないことである。すなわち、景帝が即位したときの諸侯王国数は十六カ国、だが、景帝は前二年三月に六人の皇子を諸侯王に封建したことから、呉楚七国の乱勃発時には計二十二カ国に増加している。そのうち、反乱した七国を除いて漢朝側で積極的に反乱軍と交戦したのは景帝の同母弟である梁王劉武だけで、他には、城陽国(中尉が呉王の別動隊である周丘軍に大敗)・斉国(都城にて膠西・菑川・濟南の三カ国軍と籠城戦)・淮南国(呉軍と交戦)の三国が交戦した条文が見られるが、残りの諸侯王は目立った軍事行動を取っていない。とくに、『史記』景帝紀によると、景帝前二年四月に皇子の劉彭祖(広川王)と劉発(長沙王)の二人が封国に赴任しているにも関わらずだ。したがって、呉楚七国の乱は、諸侯王が存在する危険性のみが表面化した反面、その存在意義の曖昧さを露呈することになったのである。

だが、景帝は呉楚七国の乱鎮圧後も、自身の皇子を各地に封建し続けている。その理由として、皇子封建が高帝以来の祖宗の法であり、強権力を握りつつあつた景帝と雖も変更できなかつたということが最たるものである。そして今一つ理由を挙げるとすれば、反乱鎮圧後も諸侯王はいまだそれなりの独立性と影響力を持っていたと考えられる。

先行研究では、呉楚七国の乱を武力鎮圧した結果、景帝は建国以来抱えていた封建諸侯王の問題が解決し、中央集権化への道筋を開いたと説明されている。とくに景帝中二年二月には諸侯王の喪制について規定し、同中三年三月には諸侯王国の御史大夫の官を廃止、同中五年八月には諸侯王国の丞相を相へと改名するなど、矢継ぎ早に官制改革が行なわれており、多くの先学の方々が着目されている。例えば、既掲した西村氏は呉楚七国の乱後、諸侯王国は中央政府の直轄領である郡と同様の扱いとなり、「諸侯王に許された特権として明確なのは一定数の封戸から納入される田租を取ることだけである」と説明されておられるように^{千四}、景帝期には諸侯王の権力が完全に弱体化してしまつたと考えられている。

しかし、呉楚七国の乱の以降の諸侯王に対する諸施策を通覧してみると、武帝元朔二年には「推恩令^{千五}」が、他に『漢書』刑法志には「左官律^{千六}」・「附益律^{千七}」・「阿党律^{千八}」などの諸侯王抑制策が武帝期に制定されている。また、諸侯王ではないが、武帝の元鼎五年九月に一〇六人にも及ぶ列侯が酎金律^{千九}に違えたとして爵位を奪われており、これらの事例から、武帝期にも諸侯王の問題は継続して残されておりましたが、いまだに油断できない存在として考えられていたのではなからうか。

したがって、呉楚七国の乱を武力鎮圧したからといって、景帝期に諸侯王問題の全てが解決したとはいえず、依然として諸侯王は漢王朝内で一定の政治権力を有していたと考えて大過なからう。時代は下るが、後漢の献帝建安十一年に、当時の権力者であつた丞相の曹操が、劉氏一族が封建されていた斉・北海・阜陵・下邳・常山・甘陵・濟陰・平原の八国を除いている。このことについて、『資治通鑑』卷六十五には、胡三省の「八国を除くは、漸く以つて漢の宗室を弱くするなり」との註が付さ

れていることから理解できるように、後漢の最末期に至っても封建諸侯王はある一定の政治権力を持ち得ており、いまだ藩屏として何らかの機能を有していたと考えられる。この機能こそが、絶対的な皇帝権力を持ち得た景帝や武帝が、郡国制を廃止しなかった最大の理由だと考えている。

私が考えるに、諸侯王が持つ藩屏としての最大の機能とは、皇帝が後嗣無く死去した場合、帝位を一族内で継承するための予防装置としての機能であったのではなからうか。前後漢代計二十五人の皇帝中十一人の皇帝(文帝・劉賀・宣帝・哀帝・平帝・劉嬰・安帝・劉懿・質帝・桓帝・靈帝)が傍流の出自である。したがって、皇帝が自身の皇子を諸侯王と封建することは、自身の直系が絶えた時、より近い一族内から皇帝を確保するための予防措置だった。このように考えれば、景帝期や武帝期の諸侯王政策が一応の成果を得たと仮定しても、いまだ中央政府の視点から見れば、帝位を左右する大きな存在であったと言えるし、皇子を諸侯王に封建することもまた重要な国家政策であったと言える。

四・「侍祠」について

では、次に先行研究とは別の視点から、景帝期の諸侯王政策について考えてみたい。既述したように、先行研究の多くが領土削減や官制改革のような強硬的な政策に着目している。だが、いかなる政策も強弱併せ持つ政策が併用されるものである。したがって、景帝の領土削減や官制改革などの政策が強行規定であるならば、柔弱的な任意規定の政策が併用されて行なわれたと考えるのが妥当であろう。そこで私は『漢書』景帝期を丹念に読み込んでみると、左記のような条文を見つけた。

陛下、永く孝道を思い、昭徳の舞を立て、以って孝文皇帝の盛徳を明らかにせんとす。皆な臣嘉等が愚にして及ばざる所なり。臣、謹みて議して、世々の功、高皇帝よりも大なるは莫く、徳は孝文皇帝よりも盛んなるは莫し。高皇帝廟は宜しく帝者の太祖の廟と爲すべし、孝文皇帝廟は宜しく帝者の太宗の廟と爲すべし。天子、宜しく世世祖宗の廟に獻ずべし。郡國の諸侯は、宜しく各々孝文皇帝の爲に太宗の廟を立つるべし。諸侯王・列侯の使者は、天子の獻ずる所の祖宗の廟に侍祠すべし。請う、天下に宣布せん。

この条文は、景帝前元年十月、すなわち景帝が皇帝に即位した最初の年初めに、丞相の申屠嘉が上奏した条文である。大約すると、高帝と文帝の徳行を称賛するため全国の郡と諸侯国は太宗(文帝)廟を建立し、諸侯王や列侯は使者を都に派遣して、皇帝が主宰する祖宗の廟に侍しさせるべきであると献策している。景帝はこの奏上に対し、「可」と制していることから、実際に施行された政策であったと考えて間違いない。この太宗廟を郡国に建立させる命令は、時代を遡ること三十九年前の高帝十二年五月、死去した高帝のため恵帝が全国の郡と諸侯国に高廟を建立させ、歳時に祀らせたことを模倣した命令であると考えて大過ない。

だが、この申屠嘉の上奏文に見られる「侍祠」という語句は、高帝十二年五月の条文には見られず、景帝期になって初めて行なわれた祭祀制度であったと言えよう。そして、後漢期に至っては、『後漢書』祭祀志に「羣臣侍祠」という語句が見られることから、前漢期の諸侯王や列侯だけではなく、群臣達にも祭祀を助けることを命じられており、その適用範囲が拡大している。ということは、景帝期に始められた侍祠制度は、高帝が皇子を封建したと同様、祖宗の法として漢朝の祭祀制度のな

かで重要な要素を占めていたと考えられるのである。

では、漢朝の祖宗の法として重視された侍祠制度とは、如何なる祭祀制度であったのだろうか。先行研究では、この侍祠制度について論及した論文は皆無なため、本稿で私なりの結論を導き出してみたい。

先ず、当該時代に近い人々の意見を参考にしてみよう。『漢書』には侍祠について、後漢の次の時代である三国期の張晏と如淳の二人が次のように註を付している。

・張晏…王、及び列侯、歳時、使を遣わして京師に詣り、侍祠して祭祀を助けしむなり。

・如淳…若し光武廟は章陵に在り。南陽太守、使者を稱し往きて是を祭るなり。侯王の祭をせしめずは、諸侯、天子を祖とするを得ずなり。凡そ宗廟を祭祀するに臨み、皆な侍祭と爲す。

このように、三国期という同時代に生きた二人が異なった見解を示している。ということは、三国期にはすでに侍祠についての詳細な内容が伝わっておらず、註を付さなければならぬほど不明確な事柄で、彼らにしても実態が解らなくなっていたと考えて間違いない。

そして、唐代に至っては、顔師古は「天子の祖宗の廟に獻するを云う、郡國の廟を謂うに非ずなり」と註を付して、張晏の説を妥当としている。私もまた張晏や顔師古の註に依拠して論を展開すれば、侍祠制度とは天子が祖先の廟を祭祀するさい、諸侯王や列侯は首都の長安に使者を遣わして祭祀を助けさせたことであると考えるべきであろう。

では、何故に申屠嘉は即位間もない景帝に侍祠制度を獻言し、景帝もまた申屠嘉の獻言を裁可したのであるのか。両者の思惑を明確にすることにより、景帝が行なった、より緻密な諸侯王政策が理解できるのではなからうか。

五. 侍祠制度についての考察

既述したように、丞相の申屠嘉は即位間もない景帝に対し、景帝にとつて祖父である高帝と、父親である文帝に廟号を奉り、祭祀するように獻言している。この申屠嘉の上奏文の意図を理解するためには、古代中国社会において重視されていた祖先祭祀と宗廟制度について検討する必要がある。

祖先祭祀について、金子修一氏は「中国では古くから、種々の祭祀のうちで天子の祭祀と祖先の祭祀とが最も重要な祭祀とされてきた」として、皇帝以下士大夫に至るまで各自の祖先を祭ることが許されていたと説明されている^{二七}。この金子氏の説をより詳細に補足するならば、皇帝や諸侯王・列侯は宗廟を、権勢のある一族は祠堂を建てて族譜を作り、末端の家々は位牌を立てるだけであったとされる。また、中国社会科学院考古研究所長であった王巍氏は、祖先とは古代中国で最も重要な崇拜対象であり、皇帝は祖廟の祭祀を天地・社稷と並立する三代祭祀の一つとして、「祖先祭祀は宗族や親戚を纏める手段であり、同宗の者による祭祀は、心情的な繋がりを強める」と説明されている^{二八}。

金子氏や王氏の説明を纏めると、祖先祭祀とは古代中国社会で重要な祭祀制度の一つであり、一族間の紐帯を強める重要な祭祀であった。したがって、申屠嘉が古代中国社会で重要な祖先祭祀を、景帝自身が主宰する国家祭祀へと格上げすべきであると上奏したことになる。

だが、ここで注意すべきは、申屠嘉は天子が主宰する祖先祭祀に、諸侯王と列侯は参列して天子に近侍し、祭祀を助けるべきだと主張していることである。本来、葬式の礼制^{二九}から国家の礼制まで拡大された儒家の教義では、『礼記』曲礼篇に「支子は祭らず」とあるように、あ

る宗族に属さない者はその宗族の祭祀に加わることができず、同じ宗族内では嫡流の宗子を中心となつて祖先の祭祀を行なうもので、支庶は通常は宗子を助祭し、自分が祭る時には宗子に告げて行なうものとされている。したがつて、景帝が主宰する祭祀は劉氏宗族の祭祀であり、劉氏である諸侯王は祭祀に参列できたとしても、国家に多大な功績を挙げた者に食邑を下賜した列侯は、必ずしも劉氏一族ではない。そのため、儒家の本来の教義に則るならば、列侯は劉氏宗族の祭祀に参列する資格を持ち得ていないことになる。だが、申屠嘉は景帝に対して列侯も参列するように促しているし、景帝もまた申屠嘉の上奏を裁可しているのである。この場合、黄老思想が重視されていた景帝期に施行された制度のため、儒家の教義が反映されていなかったと主張することもできなくはない。しかし、儒家が国家の礎として確立した後漢期に至つては、官僚たちにも劉氏宗族の祭祀に参列することが強制されているのである。このことから、侍祠制度に限つては、儒家思想の定義に束縛されていない祭祀制度であり、漢朝独自の祭祀思想に依拠していたと考えることができる。

次に宗廟制の起源も、漢代以前の社会に求められる。『礼記』祭法篇には、日壇が「王宮」と呼ばれていることから、すでに戦国期には宮廟があったことが窺い知れる。ただし、この条文はあくまでも「廟」が在ったことを意味するもので、宗廟制が確立していたことを物語るものではない。しかし、『周礼』春官小宗伯に「社稷を右にし、宗廟を左にす」とあり、宗廟制は周代から祭祀制度が確立していたようにも考えられる。だが、漢代長安城の発掘報告書を見ると、漢代の宗廟址は長安城の城外、それも南方に建築されていたことが明らかにされている^(二五三)。また、既掲した王氏も発掘報告書を参考にしながら、「社稷は長安城の

南郊にある。漢の帝廟は都城の内外に散在したうえ、左祖、右社の制度も形成されていなかった」と、前漢期の宗廟制が確立していなかったと主張されているのである^(二五四)。

また、日本人の先行研究においても、前漢初期の宗廟制が確立していなかったことが述べられている。例えば、藤川正数氏は前漢初期の宗廟制について、「宗廟についての定制がなく、皇帝ごとに陵の傍らに廟を立てた外に、諸侯王の都にも督宗の廟を立てた」と説明されている^(二五五)。また、金子氏も「前漢の宗廟祭祀の内容として、各皇帝の陵ごとに設置された『陵傍の廟』と、郡國に設置された太上皇・高祖・文帝・武帝の『郡國廟』とをあげ、これら儒家の禮學とはほとんど無關係に始められた宗廟祭祀が、儒家官僚の進出に伴つて批判を受け、前漢末禮制改革によつて改變され」たのであり^(二五六)、「儒家の經典に基づく郊祀・宗廟の祭祀が成立したのは、前漢中期から後漢初期にかけてのことであった」と説明されている^(二五七)。

このように、前漢初期には宗廟制がまだ未確立で、その制度自体が曖昧なものであったことが、日中の先行研究で明らかにされている。そして、この宗廟制が徐々に体裁を整えてきたのが、金子氏の説明されるように、儒家官僚が官庁内に多数を占めてきた時期であり、彼らが主導して変更を加えてゆき、前漢期末にはある程度の確立が見られたのである^(二五八)。この点について、鷲尾祐子氏は「前漢の成立当初以来、宗廟を含む諸儀礼制定には儒家が参画してきた」と説明されており^(二五九)、金子氏とは若干異なる見解を示されている。だが、考えてみるに高帝は儒家官僚を嫌悪しており、そのうえ文帝・景帝期は黄老思想が政治思想の中心にあったことから、漢朝建国期の祭祀制度の確立に儒家の人々が介在する隙間はなかったはずであり、あったとしてもその

影響はあくまでも軽微であったはずである。事実、元帝期には京師や各郡国に設けられた劉氏の宗廟数が京師の九個所(太上皇・高・惠・文・景・武・昭・皇考・宣)と、六十八郡国の一六七個所、計一七六個所の廟数に膨れ上がっており、その維持経費や祭祀経費などの経済的負担は国家経済を圧迫しており、大きな社会問題となっている。この問題を解決するため、元帝は永光四年十月乙丑の詔にて、郡国に設けていた祖宗廟を廃止するなどの措置を講じている。この事例からも明らかのように、金子氏の説明どおり、儒家官僚が朝廷内の多数を占めてきた武帝期から、徐々に祭祀制度は変更を加えられてきたと考えて間違いない。

このように、武帝期から漢代の祭祀制度が確立してきたのであるとすれば、景帝前元年十月に定められた侍祠制度は、儒家思想の影響は非常に少なく、古代中国の風習に基づいて制定されたと考えて然りであろう。したがって、侍祠制度を検討するためには、漢代建国以前の祭祀制度の状況を確認する必要がある。

殷代には既に始まっていたとされる祖先祭祀は、周朝期に至ると貴族の特権まで拡大していた。この点について、王氏は周代の祖先祭祀には社会階級によって大きな差があり、「地位が高くて権勢のある者ほど、その祭祀の名目は多く、祖先祭祀は身分の証しになるため、政権存立の象徴ともされた」と説明されている^{三三}。したがって、祖先祭祀を国家祭祀に格上げするということは、漢王朝が古代中国社会の風習を尊ぶことで、多くの人々の支持や理解が求めやすくなり、政策を施行するうえで反発がされ難いという利点がある。

また、宗廟制度も周代には始まっており、宗廟とは死者の名前が書かれた木製の位牌を安置する場所である。宗廟に祀られる死者とは、一族の祖先を祀る場所であり、先祖を供養するということは、子孫が先祖を

敬っているか否かを示す証拠ともなり、死者が持っていた権力を現在の子孫が継承していることを示す根拠ともなる。儒家が大事にする「孝」の概念は、子孫が先祖の祭祀を途絶えさせないことであり、宗廟祭祀に諸侯王や列侯を参列させるということは、漢朝の歴代天子が高帝や文帝の遺徳を継承していることを内外に示し、自身の正統性を再生産することを目的にしていたのではなからうか。

このように、劉氏一族の血縁的紐帯を強化することを目的として宗廟で行なわれた祖先祭祀において、諸侯王や列侯を参列させて祭祀を助けさせたのが侍祠という制度であった。確かに、岡村秀典氏が「王室や諸侯達は、其々独立した家産制的な社会を形成すると共に、王と諸侯達との間には人格的な君臣関係に基づく礼の秩序が形成されていた。王家臣や諸侯達は王室の祭祀儀礼を目的または媒介として貢納や奉仕を行い、王から様々な賞賜を受けたのであり、その政治関係は経済的な贈与交換と不可分であった。この王を中心とした秩序が礼制」と説明されているように^{三三}、西周期は祭祀儀礼を行なうことで、周王は異姓の諸侯と、諸侯は封国の臣民と君臣関係を強化しており、侍祠制の萌芽が西周期には見られる。だが、秦朝期になると侍祠制についての記載が見られなくなる。「史記」封禪書によると、「秦、天下を併せるに及び祠官をして常奉せしめる所は、天地・名川・大川・鬼神、得て序すべきなり」と書かれており、秦王朝は天下統一を果たすに及び、専門の祠官を設け、祭祀の儀式を国家的共同体の行事としており、臣民が勝手に祭祀することを禁じている。そのうえ、全国に郡県制を敷いた秦朝期には、一族や功臣が諸侯王や列侯として封建されることはなく、したがって、官僚たちが皇帝の国家祭祀を助けたとしても、それはあくまでも事務的補助の範囲内であり、祭祀に主催者の一員として参列したり、祭祀費用の一部

係が疎遠化していく封建制が本質的に持つ問題を解決させる効果をもたらすことが期待されたものである。そのうえ、毎年一回は行なわれる宗廟祭祀は、諸侯王や列侯にとって、莫大な経済的負担を強いさせるものである。したがって、強硬的な領土削減政策と異なり、徐々に諸侯王や列侯の勢力を弱めることに繋がっていく。そして、より柔弱的で、長期的視野に立った政策であるため、諸侯王としては反発しがたい。もし仮に侍祠制度の反発を行なえば、高帝や文帝の遺徳の継承を否定することとなり、劉氏一族ではないことを自ら強調してしまうことになる。したがって、皇帝を中心とする中央政府としては、彼らを弾圧する絶好の口実を得ることができるのであり、侍祠制度は表面的には優しい政策には見えるが、実際は非常に強弱を併せ持つ政策であったと言えよう。

この侍祠制が制定されて以降、私が考えたような効力を持ち得たかは不明であるが、後漢期には侍祠する範囲が諸侯王や列侯から群臣まで拡大されていることから、ある一定以上の効果をもたらしたと推察できる。したがって、景帝期の諸侯王政策を検討するには、領土削減や官制改革などの強硬的な政策だけを重視するのではなく、侍祠制などの柔弱的な政治施策にも視点を移す必要があるのではなからうか。本稿は、その一契機となれば幸いである。

註

- (一) 宮崎市定「漢代制度一斑」(『九品官人法の研究』同朋社、一九五六年)
 (二) 中川祐志「光武帝の宣帝観―補論―」(『ゆけむり史学』七号、二〇一三年三月)
 (三) 好並隆司「前漢後半期の古制・故事をめぐる政治展開」(『別府

大学大学院紀要』三号、二〇〇一年三月)

- (四) 杉村伸二氏によると、十四人の皇子を持つ景帝にとって、諸侯王の土地を削減しなければ、高帝以来の皇子封建の祖法を踏襲することができなかった。そのため、景帝は文帝が行なった政治施策を忠実に踏襲しながらも、諸侯王政策について独自路線を採用せざるを得なかったと説明されている。(『景帝中五年王国改革と国制再編』『古代文化』VOL.五十六、二〇〇四年十月、「前漢景帝期国制轉換の背景」(『東洋史研究』第六十七卷二号、二〇〇八年九月)
 (五) 漢代初期における諸侯王国の独立性については、封建各国が中央政府と異なる独自の紀年法(国王の即位何年)を使用していたことから窺い知れる。
 (六) 鎌田重雄「漢朝の王国抑損策」(『日本大学世田谷教養部紀要』六号、一九五七年十二月)
 (七) 『史記』呂后本紀には、「高帝、白馬を刑し盟して曰く、劉氏に非ずして王たらば、天下共に之を撃て」と王陵の言葉が載っており、劉氏以外の諸侯王の存在を許していない。
 (八) 西村元佑「漢代王・侯の私田経営と大土地所有の構造―秦漢帝國の人民支配形態に関連して―」(『東洋史研究』第三十一巻第一号、一九七二年六月)
 (九) 布目潮風「呉楚七国の乱の背景」(『和田博士還暦記念東洋史論叢』大日本雄弁会講談社、一九五一年十一月)「前漢の諸侯王に関する二三の考察」(『西京大学学術報告』三号、一九五三年三月)
 (十) 鎌田重雄「王国の官制」(『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会、一九六二年十二月十日)

- (十一) 発兵権の制限は、諸侯王国のみならず、中央政府の直轄地である郡にも適用されている。
- (十二) 但し、皇帝の特別な恩恵により例外的に認められた場合のみ、死去した国王の封地を受け継いだり、或いは分与される紹封が認められた。
- (十二) 薄井俊二「漢の文帝について―皇帝としての権威確立問題・及び対匈奴問題をめぐって―」(『埼玉大学紀要(教育学部)』第四十四巻第一号人文・社会科学、一九九五年)
- (十二) 佐藤武敏「前漢の戸口統計について」(『東洋史研究』第四十三巻一号、一九八四年六月)
- (十三) 好並隆司「『皇帝と天子』称号の考察」(『広島東洋史学報』第十号、二〇〇五年)
- (十四) 前掲註八参照。
- (十五) 皇帝の恩徳を諸侯王の子弟に等しく推し及ぼすという名目のもとに、諸侯王は必ずその封地を子弟に分割し、子弟を列侯にする。賈誼の分国策の拡大解釈。(藤岡喜久男「推恩の令」『北大史学』二号、一九五四年一月)
- (十六) 人々が勝手に諸侯王と君臣関係を結ぶことを禁じた法律。
- (十七) 諸侯王のために王国の賦税を増加し、あるいは別の負担を王国の人民に課することを禁じた法律。
- (十八) 中央政府から王国に派遣された相などの官吏が、諸侯王の罪過を知りながら中央に報告しなかった場合に適用される法律。
- (十九) 諸侯が耐祭を助けるため金を献じて祭祀を助けるが、耐金の量が少なく、または悪かった時は、耐金律により領土が削られる。
- (二十) 金子修一「漢代の郊祀と宗廟と明堂及び封禪」(『古代中国と皇帝祭祀』汲古書院、二〇〇一年一月)
- (二十一) 王巍「中国古代の祭祀」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅱ―二、二〇一一年)
- (二十二) 加地伸行「儒教とは何か」(中公新書、一九九〇年十月)
- (二十三) 王世仁「漢長安城南郊礼制建築(大土門村遺址) 現状の推測」(『漢長安城遺址研究―中国社会科学院考古研究所漢長安城工作隊西安市漢長安城遺址保管所編―』科学出版社、二〇〇六年十月)
- (二十四) 前掲註二十一参照。
- (二十五) 藤川正数「前漢時代における宗廟禮説の變遷とその思想的根底」(『東方学』第二十八輯、一九六四年七月)
- (二十六) 金子修一「古代中国の皇帝祭祀」(汲古選書二十六、二〇〇一年)
- (二十七) 前掲註二十参照。
- (二十八) 『漢書』郊祀志に「帝王の事、天の序を承けるは郊祀より重きはなし」と書かれているほど宗廟祭祀と並んで重要な郊祀祭祀について、目黒杏子氏は景帝中六年十月の郊祭が「郊祀が復活したさい、歳首に行うという方式が確定」(『前漢武帝期における郊祀体制の成立―甘泉泰畤の分析を中心として―』『史林』第八十六巻第六号、二〇〇三年十一月)したと説明されているように、武帝以前に国家祭祀に格上げされたものを、儒家官僚が朝廷内に進出くるにつれて、徐々に制度が定められていき、最終的には宗廟祭祀も郊祀祭祀も王莽の新朝期に至って確立する。
- (二十九) 鷲尾祐子「前漢祖宗廟制度の研究」(『立命館文学』五七七号、

二〇〇二年)

(三十)

前掲註二十一参照。国王は先祖代々に対する大祭を毎年一回行えるが、ずっと血縁を遡った、伝説中の部族の始祖を大祭の主要対象とし、自らの血縁に属する祖先も併せて祀ることができる。階級が低い諸侯は、伝説上の象徴的な遠祖まで遡ることができず、初めて諸侯に封ぜられた代の祖先までの祭祀しか行えない。士大夫階級の者は自らの祖父の祖父までしか祀れず、庶民以下の者は祖父の代までしか遡れなかった。

(三十一)

岡村秀典「祭儀をめぐる貢納と賞賜」(『中国古代王権の祭祀』学生社、二〇〇五年一月十五日)